

対内直接投資管理に関する勉強会

- 安全保障と経済を横断する領域では様々な課題が顕在化する中、政府全体として、経済安全保障の取組を強化していくことが必要となっています。
- 外国為替及び外国貿易法（外為法）では、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などの流出等を防ぐため、外国投資家が日本の企業に対して一定の投資を行う場合に、事前届出や事後報告を求め、国の安全等の観点から審査及び確認を行っています。
- 本勉強会では、経済安全保障を巡る動向、外国の会社等から投資を受ける際に必要な手続き制度、関係する事例について紹介します。

日時：令和5年5月31日（水）

13:30～14:30

場所：諏訪商工会館 大会議室（5階）
（長野県諏訪市小和田南14-7）

対象：諏訪地域各市町村工業担当者、
諏訪地域産業支援機関、諏訪地域企業

事務局：関東経済産業局、NPO諏訪圏ものづくり推進機構

なぜ対内直接投資管理制度が必要か？

対内直接投資は優れた技術やノウハウをもたらし、我が国経済の成長に資するものであり、そうした投資活動の自由を確保しながらも、国の安全等で問題となる場合に対処するためには投資管理制度が必要です。

プログラム（予定）

開会（13:30）

外為法に基づく対内直接投資管理制度の概要（13:35～13:50）

関東財務局 理財第1課 主任投資調査官 杉田 聡

外国投資家から投資を受ける上での留意点（13:50～14:05）

関東経済産業局 総務企画部 国際課長 坂口 伸

外国への技術流出のリスク（14:05～14:20）

警察庁 警備局 外事情報部 外事課 課長補佐 川村 紘章

その他（14:20～14:30）

閉会（14:30）

外国から投資を受ける前にご相談下さい

以下の事業を行っていただければ外為法に基づく事前審査の対象※となり、問題があれば、**投資の変更・中止**が求められる場合があります。ご不明な点がございましたら事前にご相談ください。

※外為法に基づく事前審査が必要な主な事業内容

製造業：武器、航空機、宇宙開発、原子力関連、軍事転用可能な汎用品（例：弾道ミサイルに使われる可能性があるロケットの部品）、高度医療機器、情報処理関連の機器・部品、皮革製品 等

その他：電力、ガス、石油、ソフトウェア、情報サービス 等

問合せ・相談先

関東経済産業局 総務企画部 国際課 048-600-0261 bzl-boeki-kanto@meti.go.jp

経済産業省 貿易経済協力局 国際投資管理室 03-3501-1774 bzl-toushi-kanri-jt@meti.go.jp